

令和元年12月室戸市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和元年12月20日（金）午後4時～午後4時40分
2. 場 所 室戸市役所2階 第1会議室
3. 出席委員 9名
1番 海老川正文委員
2番 谷村眞一委員
3番 島卷賢二委員
4番 谷村眞一委員
5番 尾崎考平委員
6番 西岡豊委員
7番 藤岡義博委員
8番 阿野田久志委員
9番 山崎修委員
10番 石建加世子委員
4. 欠席委員 2番 川崎一男委員、
5. 事務局 局長 中屋 秀志 次長 富士原 夏樹
6. 議 案 第1号議案 農用地利用集積計画について
第2号議案 農地法第3条許可申請について
第3号議案 非農地証明願について
その他の件 農地等の現況調査の回答について（報告）

（開会時刻午後4時00分）

議 長 （会長の挨拶）
ただいまから12月定例総会を開会致します。事務局より諸般の報告をお願いします。

事務局 はじめに、諸般の報告を致します。農業委員の出席委員は10名中9名で、室戸市農業委員会総会会議規則第6条より過半数の定足数に達しておりますので、総会は成立しておりますことをご報告いたします。本日、川崎委員より欠席の旨の連絡がありましたので、御報告いたします。推進委員は 植田推進委員より欠席の連絡があり、出席者数は10名中9名となっております。

なお、本日の議案は、第1号議案 農用地利用集積計画について
第2号議案 農地法第3条許可申請について
第3号議案 非農地証明願について
その他の件 農地等の現況調査の回答について（報告）

の順となっております。

また、第2号議案農地法第3条許可申請の件につきましては、申請の取下願が提出されておりますので、議案説明の時に事務局から説明をさせていただきますので、よろしく申し上げます。

以上で諸般の報告を終わります。

議長 それでは、議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいてご異議ございませんか。

（異議なし）

議長 それでは 6番 西岡委員、 7番 藤岡委員に申し上げます。

議長 これより議事に入ります。第1号議案 番号1 農用地利用集積計画について議題といたします。この件につきまして、産業振興課中吉氏より説明を願います。
説明の間、休憩します。

産業振興課 中吉 第1号議案農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法に基づく賃借権の設定となっております。

第1号議案番号1、借受人は高知県農業公社、貸付人は 町の さんです。場所は 町字 番、同 番、字 番、地目は3筆とも畑となっており、地積はそれぞれ1,293㎡、1,374㎡、859㎡となっております。設定する利用権は賃借権で設定期間は令和2年1月6日から令和17年1月5日の15年間となっております。以上です。

議長 ありがとうございます。休憩前に引き続き会議を開きます。担当課より申請内容について説明がございました。関係担当地区委員さんの説明をお願いします。

5 番 内容については、産業振興課中吉氏の説明のとおりですので、現地の
尾 崎 場所についての説明をさせていただきます。場所は国道 55 線の
の東側の谷を 2 km 程上がったところに農道の橋がありま
して、そこから 300m くらい行ったところに、 の方に入っていく道
がありまして、それを 600m くらい の方に下がったところの道の左
側にハウスがあります。そのハウスの向かい側に 番 と 番 があ
ります。そして 番はその農道の橋から 150m くらい行った
ところに へ下りる道がありまして、そこからその集落まで下がった
ところの 100m くらい下の道沿いにある畑です。12 月 10 日に黒岩推進
委員と私で現地を確認してきました。よろしくお願ひします。

議 長 ありがとうございます。ただいまの証言について、ご質問はありま
せんか。何かございませんか。

1 番 利用権設定後はどうしますか。
海 老 川

産業振興課 利用権設定後は農地中間管理事業を使って、公社から
中 吉 さんの方に貸付予定となっています。

議 長 他にご意見等ありませんか。

(な し)

議 長 無いようでございますのでお諮りします。農用地利用集積計画につい
ての、市への回答について賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 ありがとうございます。全員賛成でございます。
よってこれを承認することに決定致します。

議 長 続きまして、第 1 号議案 番号 2 農用地利用集積計画について議題と
いたします。この件につきまして産業振興課中吉氏より説明を願ひます。
なお、第 1 号議案 番号 2 は竹崎芳行推進委員に関係する事案となってお
りますので、農業委員会等に関する法律第 3 1 条の規定による農業委員の

議事参与の制限に準じまして、当該事案の審議開始から終了まで退席していただきます。

竹崎推進委員さん、退席をよろしくお願いします。

説明の間、休憩します。

産業振興課 中 吉 第1号議案番号2について説明させていただきます。先程と同様の賃借権の設定となります。借受人は先程と同様、高知県農業公社、貸付人は 町の さんです。場所は 町字 番、地目は畑となっております、地積は 863 m²となっております。設定する利用権は先程と同様、賃借権で設定期間は令和2年1月6日から令和17年1月5日までの15年間です。利用権設定後は農地中間管理事業を利用して農業公社から さんの方へ貸付予定となっております。

議 長 ありがとうございます。休憩前に引き続き会議を開きます。担当課より申請内容について説明がございました。関係担当地区委員さんの説明をお願いします。

5 番 尾 崎 第1号議案番号2の説明をします。内容は産業振興課中吉氏の説明のとおりより、場所の説明をさせていただきます。場所は先程説明した 番のすぐ隣にあたるところで、ほとんど同じ場所となっております。よろしくお願いします。

議 長 ありがとうございます。ただいまの証言について、ご質問はありますか。何かございませんか。

(な し)

議 長 無いようでございますのでお諮りします。農用地利用集積計画についての、市への回答について賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 ありがとうございます。全員賛成でございます。よってこれを承認することに決定致します。また、竹崎推進委員の復席を許可します。

議 長 続きます。第2号議案 番号1、農地法第3条許可申請の件について議題といたします。この件につきまして事務局より説明をお願いします。説明の間、休憩いたします。

事 務 局 第2号議案 番号1 農地法第3条許可申請の件について、説明させていただきます。諸般の報告で少しお伝えしましたが、こちらの議案については、12月16日付けにて、申請の取下願が提出されております。取下げの理由といたしましては、譲渡人である さんが ためとのことです。議案の取下げについては、室戸市農業委員会総会会議規則第16条より総会の承認が必要でありますので、ご審議のほど、よろしく申し上げます。事務局より説明は以上です。

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。事務局より申請の取下げについて説明がございました。ただいまの説明について、ご質問はありませんか。何かございませんか。

(な し)

議 長 無いようでございますのでお諮りします。第2号議案 農地法第3条許可申請の取下げについて賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 ありがとうございます。全員賛成でございます。よって取下げについて承認することに決定致します。

議 長 続きます。第3号議案 番号1 非農地証明願の件について議題といたします。この件につきまして事務局より説明をお願いします。なお、第3号議案 番号1は山下推進委員に関係する事案となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定による農業委員の議事参与の制限に準じまして、当該事案の審議開始から終了まで退席していただきます。山下推進委員さん、退席をよろしく申し上げます。説明の間、休憩します。

事務局 番号1の申請地は 町字 番、同 番
で面積が42㎡と46㎡で農用地区域外であり登記地目はそれぞれ 畑、
現況 雑種地となっています。 町の さんからの申請です。
申請の理由は、 番 につきましては、昭和10年より店舗兼住居
として家が建っていたが平成4年に谷の拡幅工事の時に解体して一部
駐車場として使用しているとのこと、また 番 は昭和40年頃から
資材置場として使用し、平成12年9月より残土置場として使用された
ため、耕作できなくなり農地への復旧が困難となっているとの事です。
事務局より説明は以上です。

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。事務局より申請内容について説明が
ございました。関係担当地区委員さんの説明をお願いします。

10番 第3号議案番号1 非農地証明願について証言いたします。12月10日
石 建 火曜日、午後1時半より現地確認を行いました。 さんよりの申請で
すので、確認は久保利文推進委員と私、事務局富士原次長、申請者の
さんの4人で行いました。場所は 前の国道の北側で、
旧国道との間になります。事由の説明とおりは家屋の跡地であり、
も残土置場として使用していたため土地は耕作できない状態とな
っております。よろしく願いいたします。

議長 長 ありがとうございます。ただいまの証言について、ご質問はありま
せんか。何かございませんか。

(なし)

議長 長 無いようでございますのでお諮りします。非農地の意見に賛成の方の
挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 長 ありがとうございます。全員賛成でございます。よってこれを許可
することに決定致します。また、山下推進委員の復席を許可します。

議長 長 続きまして第3号議案 番号2 非農地証明願の件について議題と
いたします。この件につきまして事務局より説明を願います。
説明の間、休憩いたします。

事務局 第3号議案番号2の申請地は 町字 番、同番、同番、面積がそれぞれ135㎡、39㎡、436㎡で農用地区域外であり、登記地目は畑、現況は宅地となっています。町の さんからの申請です。当該申請地は、申請者が平成16年4月に相続する以前の昭和53年4月頃に、当時の所有者の同意を得て申請地の土地を借りていた さんが居宅を建築しており、建築してから40年以上経過していることから、農地への復旧が困難となっているとの事です。事務局より説明は以上です。

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。事務局より申請内容について説明がございました。関係担当地区委員さんの説明をお願いします。

1番 海老川 第3号議案番号2 非農地証明願の件について説明いたします。12月9日、午後1時30分、事務局富士原次長、小松推進委員、行政書士の三浦さんと私の4人で現地を確認しました。場所は 橋西詰の です。 と住居が建っています。それも説明通り昭和53年頃からずっと住居が建てられて現在に至っております。これからも農地への原状回復はおそらく困難であろうと思われますのでよろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。ただいまの証言について、ご質問はありますか。何かございませんか。

7番 藤岡 9ページの図面の書き方は、境界がかかれておりませんが、これによいですか。左側の線がありませんが。宅地であるので境界があるはずですよ。

事務局 ご指摘のとおり、実際は3筆が接しており左側の住宅地図のとおりとなっております。紛らわしい表記となり申し訳ありませんでした。

議長 その他にご質問はありますか。何かございませんか。

(なし)

議長 無いようでございますのでお諮りします。非農地の意見に賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 ありがとうございます。全員賛成でございます。
よってこれを許可することに決定致します。

議 長 続きまして第3号議案 番号3 非農地証明願の件について議題と
いたします。この件につきまして事務局より説明を願います。
説明の間、休憩いたします。

事 務 局 第3号議案番号3の申請地は 町字 番、 町字
番、面積がそれぞれ 350 m²、9.91 m²で農用地区域外であり、
登記地目は畑及び田、現況は山林及び雑種地となっています。
さんからの申請です。字 番は、昭和40年
以降50年以上、耕作されておらず、現在山林化されておまして農地
への復旧が困難となっているとのことです。また、字 番
については、北側は宅地で東に畑、西が駐車場、南は赤線に囲まれ、
現在資材置場となっており、こちらも昭和40年以降50年以上耕作され
ておらず農地への復旧は困難とのことです。事務局より説明は以上です。

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。事務局より申請内容について説明
がございました。関係担当地区委員さんの説明をお願いします。

竹崎 芳行 第3号議案番号3について説明いたします。12月9日の午後2時半
推進 委員 に川崎委員と事務局富士原次長と行政書士の曾我さんと私の4人で現
地を確認しております。現地は国道沿いに
がありますが、その東側に山のふもとに向かって1kmくらいの市
道が通っています。その市道の行き止まりを山の上に500mくらい上が
ったところに現地がございます。内容は事務局の説明のとおりです。
以上よろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。ただいまの証言について、ご質問はありま
せんか。何かございませんか。

(な し)

議長 無いようでございますのでお諮りします。非農地の意見に賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成でございます。よってこれを許可することに決定致します。

議長 続きますして第3号議案 番号4 非農地証明願の件について議題といたします。この件につきまして事務局より説明を願います。説明の間、休憩いたします。

事務局 第3号議案番号4の申請地は 町字 番 、面積が337㎡、で農用地区域外であり、登記地目は畑、現況は原野となっています。番号3と同じく、 さんからの申請です。昨年の11月の総会で除外することの承認をいただき、今年の9月に除外が完了したところですが、当該申請地も、番号3と同じく、平成7年に相続より取得しております、昭和40年以降50年以上、耕作されておらず、農地への復旧が困難となっているとのことです。事務局より説明は以上です。

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。事務局より申請内容について説明がございました。関係担当地区委員は私ですが、議長であるため、吉川推進委員より説明をお願いします。

吉川推進委員 第3号議案番号4について説明いたします。申請地について説明します。この場所は高知から室戸へ入って港を越えて最初の3差路を左に上がっていくと 地区への道になっています。その道を1.5km程上がったところに へ分かれる3差路がございます。その3差路を500mくらい下ったところに地区の氏神様の 神社があります。その 神社から5・6m離れたところにこの畑があります。12月16日、午後1時30分過ぎに、山崎会長・事務局富士原次長、行政書士の曾我さんと私の4人で現地を確認してきました。現地の畑は10cmから20cm以上の直径の高さ10m以上のうまめの木や50cmは余った木が密集して雑木林で山林化しております。議案書での現況は原野となっておりますが、原野を通り越して山になっています。農地への復旧は困難になっています。ご審議よろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。ただいまの証言について、ご質問はありませんか。何かございませんか。

(な し)

議 長 無いようでございますのでお諮りします。非農地の意見に賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 ありがとうございます。全員賛成でございます。よってこれを許可することに決定致します。

議 長 続きまして、その他の件 農地等の現況調査の回答についての報告を議題といたします。この件につきまして事務局より説明を願います。説明の間、休憩いたします。

事務局 (資料1による報告)

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。ただいまの事務局の説明について、ご質問はありませんか。何かございませんか。

(な し)

議 長 それでは、その他、ご意見・ご質問等何かありませんでしょうか。

(意見交換)

議 長 その他、ご意見・ご質問等何かありませんでしょうか。なければ総会についてはここで締めさせていただきます。事務局よりその他の事務連絡をお願いします。

事務局

(その他の事務連絡)

議長

他に何かありませんでしょうか。なければ、閉会の挨拶を藤岡副会長よりお願いします。

(藤岡副会長の閉会の挨拶)

(閉会時刻午後4時40分)